市職員の懲戒処分について

次のとおり、市職員の懲戒処分をしたので、公表します。

【事案１】

１　該当者　　地域づくり部産業振興課　主事　２０歳代

２　処分内容　　懲戒　戒告

３　処分年月日　令和８年１１月１３日（金）

４　処分理由

当該職員は、担当職員として、関係法令等に基づき、必要な確認及び審査等を適切に行い、事務を処理すべき職務上の責務があったにもかかわらず、必要な確認や上司等への相談を行うことなく、長期間にわたり処理を行わなかった。さらに、申請者から事務の進捗状況について度重なる問合せを受けた際、「審査中である」旨の事実と異なる回答を繰り返し行った。

これらのことは、地方公務員法第３３条の「信用失墜行為の禁止」の規定に反する非違行為であり、市民からの信用を大きく失墜させる行為であり、懲戒、戒告とするものである。

５　管理監督者の責任

管理監督責任として、同日付けで当時の上司である固定資産税課長（当時、産業振興課長）を文書訓告、地域づくり部長と産業振興課長を口頭訓告とした。

＜御報告とお詫び＞

このたび、市職員の事務の不履行により、多大な御迷惑をおかけいたしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

このような事案が再び起こらないよう、担当者個人の問題として捉えるだけでなく、進捗管理や報告・相談の体制など、組織全体としての事務執行の在り方を改めて検討するとともに、法令遵守や公務員倫理及び服務規律の確保に取り組み、市政に対する市民の皆様の信頼回復に向けて全職員一丸となって邁進してまいります。

【事案２】

１　該当者　　財務部資産経営課　課長　５０歳代

２　処分内容　　懲戒　減給１０分の１　１月

３　処分年月日　令和８年１１月１３日（金）

４　処分理由

当該職員は、市役所東側駐輪場の整備に係る事務を担当していたところ、必要な法令上の手続や制限について十分な確認を行わないまま、整備に係る事務を進めた。

その結果、地区計画との整合性や建築に係る法令上の手続について必要な確認がなされないまま、違法な整備が行われた。

このような行為は、地方公務員法第３２条の「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」、同法第３３条の「信用失墜行為の禁止」の規定に反する非違行為であり、市民からの信用を大きく失墜させる行為で重く受け止めるべき事案であることから、懲戒、減給１０分の１、１月とするものである。

５　管理監督者の責任

管理監督責任として、同日付けで上司である財務部長を口頭訓告とした。

＜御報告とお詫び＞

このたび、市職員の不適切な事務処理により、多大な御迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

このような不祥事が再び起こらないよう、事業実施の計画の段階から関係法令や制度上の制限を十分に確認し、関係部署との連携を密にしながら、適正な手続のもとで事業を進めるなど、組織としての確認体制を見直しや、法令遵守や公務員倫理及び服務規律の確保に取り組み、市政に対する市民の皆様の信頼回復に向けて全職員一丸となって邁進してまいります。

令和８年１１月１９日

座間市長　佐　藤　弥　斗